

# 多様な発注方式に対する適正工期の決め方



2020年2月3日

日建連 施工部会  
適正工期算定専門部会

# 多様な発注方式に対する適正工期の決め方

適正工期算定専門部会

発注方式	プロセス				工程計画の方法
	企画	基本設計	実施設計	施工	
設計施工一貫方式 民間	設計施工者選定	▼ (総合建設会社) 総合建設会社			● 設計者の意図する建築計画の情報並びに施工条件を考慮した工事計画を基に、設計施工者で調整して策定する。
共同設計による設計施工一括方式 公共 民間	設計施工者選定	▼ (総合建設会社) 設計事務所 総合建設会社			● 設計者の意図する建築計画の情報並びに施工条件を考慮した工事計画を基に、発注者・設計者と施工者間で調整して策定する。
実施設計からの設計施工一括方式 公共 民間	基本設計者選定	▼ (設計事務所) 設計事務所 総合建設会社	実施設計施工者選定		● 設計者選定後、設計者が建物規模・用途・構造架構等、類似物件事例などから総合的に判断して策定する。 ● 発注者自らの開業時期から設計期間・工事期間を設定する場合も想定される。
ECI方式 公共 民間	設計者選定	▼ (設計事務所) ▼ (技術協力者) 設計事務所 技術協力者選定	技術協力者 交渉	総合建設会社	● 設計者選定後、設計者が建物規模・用途・構造架構等、類似物件事例などから総合的に判断して策定する。 ● 技術協力者選定後、工程を再調整する。
設計施工分離 公共 民間	設計者選定	▼ (設計事務所) 設計事務所	施工者選定	総合建設会社	● 設計者選定後、設計者が建物規模・用途・構造架構等、類似物件事例などから総合的に判断して策定する。 ● 発注者自らの開業時期から設計期間・工事期間を設定する場合も想定される。

## <工期見積書作成者に関する課題>

改正建設業法第20条によると、工期の見積書作成は建設業者とされているが、多様な発注方式においては、設計事務所が設計段階で工期を定める場合があり、その場合には工期見積書は設計事務所が作成するべきとなる。このことについて、どのように考えたらよいか検討を要する。

## <施工中に適正工期が維持できていることの事後評価に関する課題>

工期の見積書に基づき、発注者・受注者間で着工日・竣工日の契約が為され、正式着工する。その後、施工期間中に工期の基準に照らし合わせた適正工期が維持されているか、事後評価する必要がある。このことについて、どのように考えたらよいか検討を要する。